

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
 (当日起きる日が休日、その翌日)

目次

- ◇告示 土地改良区の役員の就退任（二件）（農村整備課）
- 土地改良区の役員の退任（二件）（〃）
- 県営土地改良事業計画の変更（〃）
- 土地改良事業計画の変更の認可（〃）
- 鳥取県緑化推進委員会の指定（森林保全課）
- 一般国道の区域の変更（道路課）
- 県道の区域の変更（〃）
- 一般国道の供用の開始（〃）
- 都市計画の決定（都市計画課）
- 選舉管理委員会の招集
- 政治活動のために寄附を受け、又は支出することができない政治団体
- ◇教委告示 定例教育委員会の招集（総務課）
- ◇公報 公募型指名競争入札の実施（二件）（農政課）
- ◇雑報 第二種大規模小売店舗についての意見の聴取（二件）（経営流通課）

告示

退任した役員の氏名及び住所

理事 田中正夫	鳥取市湖山町南二丁目四七〇
星見昭蔵	鳥取市湖山町西二丁目三四七
太田一寿	鳥取市湖山町南五丁目四五五
上田吉明	鳥取市湖山町南五丁目三三〇
松下伸三	鳥取市湖山町四〇四一
影井道男	鳥取市湖山町南一丁目九五五
松本勇美	鳥取市湖山町北一丁目六二四
中瀬正道	鳥取市湖山町南二丁目一六九
監事 中川吉太郎	鳥取市湖山町南一丁目三八八
池田志行	鳥取市湖山町南一丁目九九八
奥村満年	鳥取市湖山町北一丁目四六四
田中政行	鳥取市湖山町南二丁目二六九

就任した役員の氏名及び住所

理事 田中正夫	鳥取市湖山町南二丁目四七〇
太田一寿	鳥取市湖山町南五丁目四五五
上田吉明	鳥取市湖山町南五丁目三三〇

平成八年四月一日退任

鳥取県告示第三百六十二号
 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり湖山町瀬土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成八年五月二十一日

鳥取県知事 西尾邑 次

松下仲三	鳥取市湖山町四〇四一
影井道男	鳥取市湖山町南一丁目九五五
松本勇美	鳥取市湖山町北一丁目六二四
中瀬正道	鳥取市湖山町南一丁目一六九
山本虎雄	鳥取市湖山町北一丁目一二二
中川吉太郎	鳥取市湖山町南一丁目三八八
池田志行	鳥取市湖山町南一丁目九九八
奥村満年	鳥取市湖山町北一丁目四六四
星見義雄	鳥取市湖山町西二丁目三九九
平成八年四月二日就任 任期三年	

鳥取県告示第三百六十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり四王寺土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成八年五月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百六十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり関金土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成八年四月二十二日就任 任期四年

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所
理事 山本利景 倉吉市大谷五三四
坂根国之 倉吉市大谷七一四一
田中勇 倉吉市不入岡一四四
福田武雄 倉吉市大谷八七八一一
山崎洋次 倉吉市上神八六六
福光道 倉吉市北面一五二一一
伊藤博則 倉吉市上神八四七
熊谷弘 倉吉市寺谷二七五
谷口瑞樹 倉吉市大谷九八八一一

退任した役員の氏名及び住所

監事 伊藤博則 倉吉市上神八四七
熊谷弘 倉吉市寺谷二七五
谷口瑞樹 倉吉市大谷九八八一一
大畠昌暉 倉吉市大谷八七八一一
大畠武雄 倉吉市寺谷三五〇一一

平成八年四月二十一日退任

就任した役員の氏名及び住所

3 平成8年5月21日 火曜日

鳥取県公報

第6776号

理事 笠原弘巳 東伯郡関金町堀大字二〇八一

平成八年四月二十五日退任

平成八年五月二十一日から二十日間
三 縦覧に供する場所
大栄町役場

理 事 笠原弘巳 東伯郡関金町堀大字二〇八一

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり東鴨土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

鳥取県告示第二百六十五号

平成八年五月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

理 事 林 義光 倉吉市岩倉一七七

平成八年四月二十九日退任

鳥取県告示第二百六十六号

平成八年五月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき、
県営土地改良事業（県営一般農道整備事業東高尾地区農道整備）に係る土地改良事業計
画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告
示し、次のとおり縦覧に供する。

平成八年五月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百六十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の三第五項において準用す
る同法第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、鹿野町が
行う土地改良事業（集落地域整備事業今市地区区画整理）に係る土地改良事業計画の変
更を平成八年五月十六日認可したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同
法第四十八条の第十一項の規定により告示する。

鳥取県告示第三百六十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の三第五項において準用す
る同法第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、鹿野町が
行う土地改良事業（集落地域整備事業今市地区区画整理）に係る土地改良事業計画の変
更を平成八年五月十六日認可したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同
法第四十八条の第十一項の規定により告示する。

鳥取県告示第三百六十八号

平成八年五月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

緑の募金による森林整備等の推進に関する法律（平成七年法律第八十八号）第五条第一
項の規定に基づき、同法第六条に規定する業務を行なう者として次のとおり指定したの
で、同法第五条第二項の規定により告示する。

平成八年五月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書之写し

二 縦覧に供する期間

一 名称
社団法人鳥取県緑化推進委員会

二 住所

鳥取市東町一丁目二二〇

三 事務所の所在地

鳥取市東町一丁目二二〇

鳥取県告示第三百六十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成八年五月二十一日から二週間鳥取県土木部道路課（鳥取市東町一丁目二二〇）において一般の縦覧に供する。

平成八年五月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区間	変更別	前後別
倉吉市金森町四六一地先から同市和田町字上畠田一六三	倉吉市金森町四六一地先から同市和田町字上畠田一六三	七・八 三五・〇	七・八 三五・〇
倉吉市金森町四六一一地先から同市和田町字下畠田一八二一	倉吉市金森町四六一一地先から同市和田町字下畠田一八二一	八・四 四二・二	八・四 四二・二
倉吉市和田東町字下畠田一八二一	倉吉市和田東町字下畠田一八二一	六〇〇・〇	一一二四・〇
倉吉市和田東町字下畠田一八八地先まで	倉吉市和田東町字下畠田一八八地先まで	一一二四・〇	一一二四・〇
倉吉市金森町四六一一地先から同市和田町字下畠田一八二一	倉吉市金森町四六一一地先から同市和田町字下畠田一八二一	七・八 三五・〇	七・八 三五・〇
倉吉市和田東町字下畠田一八八地先まで	倉吉市和田東町字下畠田一八八地先まで	一一二四・〇	一一二四・〇

鳥取県告示第三百七十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成八年五月二十一日から二週間鳥取県土木部道路課（鳥取市東町一丁目二二〇）において一般の縦覧に供する。

平成八年五月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区間	変更別	前後別
倉吉環状線	倉吉市和田町字上畠田一五九 一地先から同市和田東町字下畠田一八八地先まで	七・八 二四・一	七・八 二四・一
		三五〇・〇	三五〇・〇

鳥取県告示第三百七十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり一般国道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成八年五月二十一日から二週間鳥取県土木部道路課（鳥取市東町一丁目二二〇）において一般の縦覧に供する。

平成八年五月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区間	供用開始の日
倉吉市金森町四六一一地先から同市和田町字下畠田一八二一	倉吉市金森町四六一一地先から同市和田町字下畠田一八二一	平成八年五月二十二日
倉吉市和田東町字下畠田一八八地先から同市和田町字下畠田一八二一	倉吉市和田東町字下畠田一八八地先から同市和田町字下畠田一八二一	平成八年五月二十二日

鳥 取 県 公 報

鳥取県告示第三百七十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定に基づき、次の都市計画を決定したので、同法第二十条第一項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、鳥取県土木部都市計画課（鳥取市東町一丁目三〇）において公衆の縦覧に供する。

平成八年五月二十一日

鳥取縣知事 西尾邑次

第一種住居地域

米子市祇園町一丁目、祇園町二丁目、愛宕町、大谷町、陰田町、末広町、大工町、東町、久米町、西町、内町、天神町一丁目、天神町二丁目、旗ヶ崎一丁目、旗ヶ崎二丁目、旗ヶ崎六丁目、旗ヶ崎七丁目、義方町、三本松三丁目、三本松四丁目、上後藤三丁目、安倍、彦名町、米原、米原一丁目、米原二丁目、米原四丁目、米原五丁目、米原六丁目、米原七丁目、米原八丁目、米原九丁目、兩三柳、錦町一丁目、錦町二丁目、錦町三丁目、日の出町一丁目、富士見町、博労町一丁目、博労町二丁目、博労町四丁目、東山町、昭和町、陽田町、道笑町三丁目、道笑町四丁目、日久見町、長砂町、美吉、車尾、中島、東福原一丁目、東福原五丁目、東福原六丁目、東福原七丁目、東福原八丁目、西福原、西福原一丁目、西福原二丁目、西福原三丁目、西福原四丁目、西福原六丁目、新開一丁目、新開二丁目、新開三丁目、上福原、皆生温泉一丁目、皆生温泉二丁目、皆生温泉四丁目、皆生、皆生新田一丁目、皆生新田二丁目、皆生新田三丁目、蚊屋、福市、兼久及び大崎の各一部並びに同市三旗町、三本松一丁目、米原三丁目、富士見町、博労町三丁目、勝田町及び東福原の全部並びに境港市岬町、花町、入船町、東雲町、元町、明治町、馬場崎町、蓮池町、米川町、弥生町、清水町、芝町、外江町、渡町、上道町、小篠津町、財ノ木町及び佐斐神町の各一部並びに同市湊町の全部並びに西伯郡日吉津村大字日吉津及び大字富吉の各一部

米子市旗ヶ崎一丁目、旗ヶ崎二丁目、義方町、花園町、灘町一丁目、灘町二丁目、

第一種中高層住居專用地域

米子市錦海町一丁目、上後藤二丁目、上後藤三丁目、上後藤四丁目、上後藤五丁目、上後藤六丁目、上後藤七丁目、上後藤八丁目、旗ヶ崎九丁目、安倍、彦名町、西福原三丁目、西福原四丁目、西福原六丁目、東福原五丁目、米原六丁目、米原八丁目、皆生、車尾、觀音寺及び永江の各一部並びに同市西福原五丁目の全部並びに境港市馬場崎町、上道町、中野町及び竹内町の各一部
第一種住居地域
米子市祇園町一丁目、祇園町一丁目、愛宕町、大谷町、陰田町、末広町、大工町、東町、久米町、西町、内町、天神町一丁目、天神町二丁目、旗ヶ崎一丁目、旗ヶ崎二丁目、旗ヶ崎六丁目、旗ヶ崎七丁目、義方町、三本松一丁目、三本松四丁目、上後藤三丁目、安倍、彦名町、米原、米原二丁目、米原三丁目、米原四丁目、米原五丁目、米原六丁目、米原七丁目、米原八丁目、米原九丁目、兩三柳、錦町一丁目、錦町二丁目、錦町三丁目、日の出町一丁目、富士見町、博労町一丁目、博労町二丁目、博労町四丁目、東山町、昭和町、陽田町、道笑町三丁目、道笑町四丁目、目久見町、長砂町、美吉、車尾、中島、東福原二丁目、東福原五丁目、東福原六丁目、東福原七丁目、東福原八丁目、西福原、西福原一丁目、西福原二丁目、西福原三丁目、西福原四丁目、西福原六丁目、新開一丁目、新開二丁目、新開三丁目、上福原、皆生温泉一丁目、皆生温泉二丁目、皆生温泉四丁目、皆生、皆生新田一丁目、皆生新田二丁目、皆生新田三丁目、蚊屋、福市、兼久及び大崎の各一部並びに同市三旗町、三本松一丁目、米原三丁目、富士見町、博労町三丁目、勝田町及び東福原の全部並びに境港市岬町、花町、入船町、東雲町、元町、明治町、馬場崎町、蓮池町、米川町、弥生町、清水町、芝町、外江町、渡町、上道町、小篠津町、財ノ木町及び佐斐神町の各一部並びに同市湊町の全部並びに西伯郡日吉津村大字日吉津及び大字富吉の各一部

灘町三丁目、内町、天神町一丁目、天神町二丁目、尾高町、角盤町三丁目、錦町一丁目、錦町二丁目、錦町三丁目、博芳町一丁目、博芳町二丁目、博芳町四丁目、粂町一丁目、粂町二丁目、昭和町、道笑町三丁目、道笑町四丁目、日の出町一丁目、米原、東福原一丁目、東福原二丁目、東福原三丁目、東福原四丁目、東福原五丁目、東福原六丁目、東福原八丁目、西福原、西福原一丁目、西福原二丁目、西福原三丁目、西福原七丁目、西福原八丁目、西福原九丁目、兩三柳、新開一丁目、新開二丁目、上福原、皆生、皆生新田一丁目及び皆生新田二丁目、各一部並びに同市立町一丁目、立町二丁目、立町三丁目、立町四丁目、岩倉町、寺町及び角盤町四丁目の全部並びに境港市東雲町、東本町、京町、日ノ出町、末広町、元町、明治町、大正町、浜ノ町及び上道町の各一部

商業地域

米子市東町、大工町、末広町、弥生町、粂町一丁目、粂町二丁目、富士見町一丁目、角盤町三丁目、博労町一丁目、尾高町、加茂町二丁目、西町、久米町、皆生温泉一丁目、皆生温泉二丁目及び皆生温泉四丁目の各一部並びに同市塩町、茶町、明治町、日野町、万能町、道笑町一丁目、道笑町二丁目、法勝寺町、紺屋町、四日市町、東倉吉町、西倉吉町、中町、加茂町一丁目、朝日町、角盤町一丁目、角盤町二丁目、富士見町二丁目及び皆生温泉三丁目の全部並びに境港市東本町、末広町、日ノ出町、京町及び大正町の各一部並びに同市朝日町、相生町、中町、本町、栄町及び松ヶ枝町の全部

準工業地域

米子市祇園町二丁目、陰田町、大谷町、弥生町、日久美町、道笑町三丁目、粂町一丁目、昭和町、美吉、米原一丁目、米原二丁目、米原四丁目、米原五丁目、米原七丁目、米原九丁目、兩三柳、東福原一丁目、東福原二丁目、中島、車尾、吉岡、熊党及び蚊屋の各一部並びに同市日の出町二丁目の全部並びに境港市昭和町、岬町、花町、入船町、大正町、浜ノ町、蓮池町、米川町、弥生町、清水町、外江町、渡町、上道町、中野町、福定町、竹内町、美保町、高松町及び新屋町の各一部

部並びに西伯郡日吉津村大字日吉津の各一部

工業地域

米子市内町、灘町一丁目、灘町二丁目、灘町三丁目、花園町、旗ヶ崎二丁目、旗ヶ崎六丁目、旗ヶ崎七丁目、安倍、夜見町、富益町、和田町、大篠津町、吉岡、熊党及び蚊屋の各一部並びに同市旗ヶ崎の全部並びに境港市竹内団地、外江町及び渡町の各一部並びに西伯郡日吉津村大字日吉津及び大字富吉の各一部

工業専用地域

米子市和田町、大篠津町、葭津、大崎、吉岡及び熊党の各一部並びに境港市昭和町、竹内団地、外江町及び渡町の各一部並びに西伯郡日吉津村大字日吉津及び大字富吉の各一部

選挙管理委員会告示**鳥取県選挙管理委員会告示第二十二号**

平成八年第五回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成八年五月二十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 慎

一日時 平成八年五月三十一日（金） 午後一時四十分

二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県選挙管理委員室

三 議題

- (一) 不在者投票管理者を置くことができる病院等の指定等について
- (二) 農業委員会委員統一選挙事務説明会について

鳥取県選挙管理委員会告示第二十三号

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第二項

の規定に基づき、平成8年4月1日以降政治活動（選挙運動を含む。）のために、寄附を受け、または支出をすることができない団体となつたので、同条第三項の規定により告示する。

平成8年五月二十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悅

鳥取県教育委員会告示第六号
定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成8年五月二十一日

鳥取県教育委員会委員長 大 石 徹

徴

一 日時 平成8年五月二十一日（水）午後一時

二 場所 鳥取市東町一丁目171 鳥取県庁教育委員会教育委員室

三 議題

- 1 市町村教育委員会教育長の承認について
- 2 その他

公 口

県立フラー・パーク連絡道（1工区）工事について、公募型指名競争入札を行うので、入札参加希望者は技術資料を提出されたく公告します。

平成8年5月21日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
米井のぶとし後援会	竹下善一郎	米井昭人	八頭郡智頭町大字智頭一六六九
横山繁之後援会	橋田照雄	横山秀雄	東伯郡大栄町大字由良宿四七六
鵜久仙十郎後援会	金田正一	水津岩男	倉吉市住吉町三四一〇
井上幸喜後援会	山縣重雄	井上蓉子	鳥取市松並町一丁目一四七
西尾義昭後援会	西山友一	西尾美恵子	鳥取市数津一六四
福田泰昌後援会	福田正治	北脇寿夫	鳥取市桂見一七九
藤尾信之後援会	越河繁明	藤井正三	米子市紺屋町四四
山下たけお後援会	谷口富雄	西山美佐雄	鳥取市浜坂二丁目一一一九
由田隆後援会	長谷川稔	山崎信夫	倉吉市上米積六〇一一一
右近利夫後援会	金谷剛	田中明	八頭郡原町大字佐貫一七七
鈴木昇一後援会	田村正美	瀬戸根和男	岩美郡岩美町大字本庄三三三一四
徳田忠義後援会	松本昇太郎	中山義治	八頭郡河原町大字佐貫一四一五
中山明保後援会	中山正一	中山勢津子	八頭郡河原町大字佐貫一〇七一一四
船田為久後援会	中村寿男	船田有利	岩美郡岩美町大字岩本一一四三
前田治司後援会	山本武義	山本正	東伯郡北条町国坂九五一一
政治結社櫻邦連合大日本櫻会鳥取県本部	三橋英雄	石倉義昭	米子市橋本一九五
全日本不動産政治連盟	一 中牧男	竹内哲正	鳥取市川端五丁目一一一
鳥取県支部	加藤惣一	石倉義昭	鳥取市南吉方三丁目四八六
鳥取県歯科技工士連盟	田中牧男	竹内哲正	鳥取市南吉方三丁目四八六

- 1 工事の概要
- (1) 工事名 県立フラー・パーク連絡道（1工区）工事

平成8年5月21日 火曜日

鳥取県公報

(2) 工事場所 西伯郡会見町鶴田

(3) 工事内容

ア 本工事は、主要地方道溝口伯太線から県立フラー・パークへの主要な進入路となる延長328メートル全幅22メートルの道路を新設する工事と道路用土取り場として0.9ヘクタールから土を取った後整地造成する工事である。

イ 工事施工に当たっては、工事現場への進入路となる主要地方道溝口伯太線は、鶴田集落の主要な生活道路でもあるため、一般交通の支障とならないよう道路清掃、事故防止等に十分注意する必要がある。

ウ 工事施工に当たっては、濁水の流出防止には十分注意するとともに、隣接工事と連絡協調を密にし、相互に円滑な工事ができるよう工程調整を図る必要がある。エ 工事中に軟弱土質を盛土に流用する場合は、監督員の指示により必要な安定処理を実施し、盛土施工を行うものとする。

(4) 工事概要

ア 道路工事 延長328m 全幅22m

(ア) 路床工
切土 43,000m³ 盛土 41,600m³ (うち安定処理盛土 8,300m³)

(イ) 路盤工

下層路盤(碎石 厚10cm) 3,600m²

(ウ) 付帯工

側溝(300型) L=676m 暗渠(Φ800~Φ900) L=381m 法面

吹付 3,900m²

イ 造成工事 A=0.9ha

(ア) 造成工
拔・排根 0.6ha 切土搬出 37,000m³

(イ) 仮設工

仮設道 L=720m W=3.5~8.0m

(5) 工期 平成8年6月から平成9年3月まで

2 技術資料の提出を求める対象者

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者は同条第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しないこと。

(2) 知事が定める平成8年度建設工事指名競争入札参加資格のうち、一般土木工事A級の資格があると認定を受けた者であること。

(3) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第6項に規定する特定建設業(土木工事業)の許可を受けていること。

(4) 平成8年5月21日(火)から同年6月21日(金)までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名の停止措置を受けていないこと。

(5) 平成3年度以降5年間に、道路工事又は造成工事で、切土量10,000m³以上の工事を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、構成員の均等割の10分の6以上の出資比率で実施した者に限る。

(6) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は管理技術者を当該工事に専任で配置できること。

ア 主任技術者にあっては、建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第27条の3第2項に規定する一級又は二級土木施工管理技士の資格を有する者

イ 監理技術者にあっては、建設業法第27条の18第1項に規定する指定建設業監理技術者資格者証の交付を受けている者

(7) 鳥取県内に建設業法第3条第1項に規定する本店を有すること。

3 技術資料の作成及び提出

技術資料は、技術資料作成要領に基づき作成されたものを提出することとし、その交付は、次により希望者に直接配布するものとする。

(1) 技術資料作成要領の交付

平成8年5月21日曜日

ア 交付期間

平成8年5月21日（火）から同月31日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県農林水産部農政課総務係

(2) 技術資料の提出

ア 提出期間

平成8年5月21日（火）から同月31日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 提出場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県農林水産部農政課総務係

ウ 提出方法

技術資料は、持参の上提出しなければならない。

- (3) 技術資料の審査
提出された技術資料を基に、審査し、指名するものとする。

4 その他

(1) 関連情報入手するための照会窓口は、鳥取県農林水産部農政課総務係（電話番号0857-267331）に対して行うこと。

(2) 技術資料の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料の提出があっても指名されるとは限らない。

(3) 技術資料その他提出された書類は、返却しない。

(4) 工事内容に関する説明会は、行わない。

(5) 提出された技術資料は、出した者に無断で入札事務以外の用途には使用しない。

平成8年5月21日

鳥取県知事 西 尾 昂 次

1 工事の概要

(1) 工事名 県立フラーーパーク連絡道（2工区）工事

(2) 工事場所 西伯郡会見町鶴田

(3) 工事内容

ア 本工事は、主要地方道溝口伯太線と西伯地区広域農道を結ぶ県立フラーーパークへの連絡道路の一部で、延長220メートル全幅7メートルの道路を新設する工事と道路用土取り場として1.8ヘクタールから土を取った後整地造成する工事である。

イ 工事施工に当たっては、工事現場への進入路となる主要地方道溝口伯太線は、鶴田集落の主要な生活道路でもあるため、一般交通の支障とならないよう道路清掃、事故防止等に十分注意する必要がある。

ウ 工事施工に当たっては、濁水の流出防止には十分注意するとともに、隣接工事と連絡協調を密にし、相互に円滑な工事ができるよう工程調整を図る必要がある。エ 工事中に軟弱土質を盛土に流用する場合は、監督員の指示により必要な安定処理を実施し、盛土施工を行うものとする。

(4) 工事概要

ア 道路工事 延長220m 全幅7m
(ア) 路床工

　　搬入盛土 94,200m³ (うち安定処理盛土 41,000m³)
(イ) 路盤工

　　下層路盤 (碎石 厚10cm) 1,700m²

ウ 付帯工
　　側溝 (300型) L=281m 暗渠 (φ900~φ1,800) L=223m 排

県立フラーーパーク連絡道（2工区）工事について、公募型指名競争入札を行うので、
入札参加希望者は技術資料を提出されたく公告します。

平成8年5月21日

鳥取県取締

水路（フリューム高1.2m×幅1.8m） L=135m 法面吹付 5,000m²
 イ 造成工事 A=1.8ha

(ア) 造成工

拔・排根 1.5ha 表土保全 3,900m³ 切土 44,500m³ 盛土 1,700

m³ 道路用搬出土 42,800m³

(イ) 仮設工

仮設道 L=750m W=3.5~8.0m

(5) 工期 平成8年6月から平成9年7月まで

2 技術資料の提出を求める対象者
 技術資料の提出の対象となる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者又は同条第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しないこと。

(2) 知事が定める平成8年度建設工事指名競争入札参加資格のうち、一般土木工事A級の資格があると認定を受けた者であること。

(3) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する特定建設業（土木工事業）の許可を受けていること。

(4) 平成8年5月21日（火）から同年6月21日（金）までの間のいざれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名の停止措置を受けていること。

(5) 平成3年度以降5年間に、道路工事又は造成工事で、切土量10,000m³以上の工事を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、構成員の均等割の10分の6以上の出資比率で実施した者に限る。

(6) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は管理技術者を当該工事に専任で配置できること。

ア 主任技術者にあっては、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の3第2項に規定する一級又は二級土木施工管理技士の資格を有する者

イ 監理技術者にあっては、建設業法第27条の18第1項に規定する指定建設業監理技術者資格者証の交付を受けている者

(7) 鳥取県内に建設業法第3条第1項に規定する本店を有すること。

3 技術資料の作成及び提出
 技術資料は、技術資料作成要領に基づき作成されたものを提出することとし、その交付は、次により希望者に直接配布するものとする。

(1) 技術資料作成要領の交付
 ア 交付期間

平成8年5月21日（火）から同月31日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県農林水産部農政課総務係

(2) 技術資料の提出
 ア 提出期間

平成8年5月21日（火）から同月31日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 提出場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県農林水産部農政課総務係

ウ 提出方法

技術資料は、持参の上提出しなければならない。

(3) 技術資料の審査

提出された技術資料を基に、審査し、指名するものとする。

4 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県農林水産部農政課総務係（電話番号0857-26-7331）に対して行うこと。

(2) 技術資料の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料の提出があつても指名されるとは限らない。

- (3) 技術資料その他提出された書類は、返却しない。
- (4) 工事内容に関する説明会は、行わない。
- (5) 提出された技術資料は、提出した者に無断で入札事務以外の用途には使用しない。

雑報

鳥取県
平成8年5月21日

火曜日 平成8年5月21日

- 大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和48年法律第109号。以下「法」という。）第7条第2項又は法第9条第4項において準用する法第7条第2項の規定により、次の第二種大規模小売店舗に係る届出事項について申出をしようとする者は、その意見を、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則（昭和49年通商産業省令第17号）第9条に定めるところにより、平成8年6月4日までに鳥取県商工労働部経営流通課に提出してください。

平成8年5月21日

鳥取県大規模小売店舗審議会会長 田 中 蓬 篤

記

- 法第6条第2項の届出にかかるもの
- 1 届出者の名称
株式会社ユニサン
 - 2 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地
ユニサン安倍店
米子市安倍103-1
 - 3 現在の閉店時刻
5月1日～9月30日 午後9時
 - 4 繰下げ後の閉店時刻
午後9時
 - 5 閉店時刻の繰下げを行う年月日
平成8年10月1日
- 大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和48年法律第109号。以下「法」という。）第7条第2項又は法第9条第4項において準用する法第7条第2項の規定により、次の第二種大規模小売店舗に係る届出事項について申出をしようとする者は、その意見を、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則（昭和49年通商産業省令第17号）第9条に定めるところにより、平成8年6月4日までに鳥取県商工労働部経営流通課に提出してください。
- 平成8年5月21日
- 鳥取県大規模小売店舗審議会会長 田 中 蓬 篤

212m²5 店舗面積を増加する日
平成8年9月20日

- 法第9条第3項の届出にかかるもの

- 1 届出者の名称
株式会社ユニサン

- 2 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地
ユニサン安倍店
米子市安倍103-1

- 3 現在の閉店時刻
5月1日～9月30日 午後9時

- 4 繰下げ後の閉店時刻
午後9時

- 5 閉店時刻の繰下げを行う年月日
平成8年10月1日

平成8年5月21日 火曜日

鳥 取 県 公 報

第6776号 12

記

- 1 届出者の名称
株式会社アイム天満屋
株式会社イヌイ
- 2 有限会社八木谷生花店
第二種大規模小売店舗の名称及び所在地
八頭郡郡家町大字奥谷字堀田214-1外
アイム天満屋郡家店
- 3 閉店時刻
午後9時
- 4 休業日数
年 6 日